

患者様へ

～入院医療費の算定方式について～

済生会唐津病院は、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する
「DPC 対象病院」となっております。

当院の医療機関別係数は以下の通りです。

(2025 年6月1 日現在)

医療機関別係数	1.4547
内) 基礎係数	1.04510
内) 機能評価係数Ⅰ	0.30160
内) 機能評価係数Ⅱ	0.07560
内) 救急補正係数	0.03240

- 算定方法は、入院される患者様の病名・症状をもとに、診療行為等の治療内容に応じて定められた「1 日あたりの定額」の包括された医療費を基本として計算いたします。
- 1 日あたりの定額の包括医療費に包括される診療項目は入院基本料（一部の入院基本料加算を除く）、検査（一部を除く）、お薬（退院時処方を除く）、注射、処置（一部を除く）、X 線等の項目です。手術、及び前述の一部を除くに含まれる診療行為は、「出来高払い方式」により算定されます。
- 入院後の治療の過程で、病名や手術・処置等に変更があった場合には、D P Cに基づく包括医療対象診断名の変更とともに医療費の金額が変わることがあります。
- D P Cに基づく包括医療対象診断名が変更になった場合は、退院月に前月までの一部負担金支払いに対しての差額調整を行います。尚、一部負担金の支払い方法は従来の方法と変わりません。
- この制度は外来患者様には適用されません。
- 入院医療費に関するお問い合わせは、各病棟の入院医事係へお尋ねください。ただし医療費算定の根拠となる病名については、医師より説明させていただきます。

済生会唐津病院 院長